

四	三	二	一	○
發行方法	用振替法の適	の法律及項及びそ	の法發行及び根拠記	發行省令第平成二年五月を年次十一月二月十日財務大臣麻生太郎

のし定あ争争う札価振の以律社び法会一るた運十財回利付
 決、めつ入入。へ格替適下へ債第律計号法め営四政
 定価らて札札に以を機用一平、六第に~律のに号法
 を格れられ、と發によ下競闘を振株十二関第へ公必~
 受競た価同行る争は受替式二十す二平債要第昭
 け争利時一発価に日け法等三条三る条成のな四和
 た入競にと行格付本る一の第号法第二發財条二
 各札争行い競し銀もと振一~律一十行源第十
 申に入わう以争て行のい律替項第一~項四の一二
 込おそれ。下入行とと。に四平並年特確項年
 みいのに入る、一札わすし。関十成び法例保及法
 のて利お入価価一れ。のす七十に律にをび律
 応募率い札格格とる。そ規条九特第關圖財第
 募入とてで競競い入の定法及年別百する政三

六

イ
イ
發

入価	行	争	非	者	特	国	札	非		
札	格	行	入	価	・	別	債	發	競	
發	競					札	格			
行	爭	額	發	競	I	第	參	市	行	争
									加	場
									入	

五

ハ
ロ
イ

入価	法	入
札	格	決
發	競	定
行	爭	

法め當九つ定う億額
律のに億いにち円面
第公必九て基、金
二債要千はづ財額
条のな二、き政で
第発財百額発法二
一行源十面行第兆
項のの五金し四
の特確万額た條千
規例保円で利第五
定にを、二付一百
に関図財百国項三
基する政九債の十
づるた運十に規七

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

非下額市札格競とて価
価一を場で競争す得格
格国定特あ争入るらを
競債め別つ入札もれ募
争市る参て札發のる入
入場も加、と行に価額
札特の者財同一による格に
発別にご務時とるをよ
行參よと大にい發そり
一加るに臣行う行の加
と者發応がわ一(發重
い・行募各れ及以下平
う第へ限國るび一価均
。) I以度債入価非格し

八

七

ハ　ロ　イ

ハ　ロ

最　　払

低	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非	
額	入	価	・	別	債	發	競	札	格	入	価	・	別	債	發	競				
面	札	格	第	參	市	行	争	發	競	金	札	格	第	參	市	行	争			
金	發	競	I	加	場	入	行	争	額	發	競	I	加	場	入					

五	一	二	四	三	二	四	国	条	特	八	国	条	特	六	は	き	第	十	い	に	に	億	は	き				
万	万	千	億	十	兆	百	債	の	別	千	債	の	別	千	、	發	六	八	て	基	關	九	、	發				
円	円	四	八	一	四	百	四	規	会	万	規	会	九	額	行	十	億	は	づ	す	千	額	行	し	た			
		千	万	千	四	千	定	計	円	十	定	計	十	面	し	二	四	、	き	る	八	面	し	た	利			
		万	四	十	五	四	七	い	に	七	い	に	七	万	金	た	条	千	額	發	法	百	金	た	利	付		
		四	百	四	百	四	億	基	關	四	基	關	四	額	利	利	第	八	面	行	律	十	額	利	付	利		
		七	万	四	四	七	、	づ	す	七	、	づ	す	七	、	付	一	百	金	し	第五	で	一	国	債			
		億	四	十	三	千	額	き	る	千	額	き	る	千	國	利	項	八	額	た	四	万	一	國	債			
		七	千	三	三	千	面	發	法	四	面	發	法	四	國	債	之	十	利	十	圓	兆	債	之	利			
		千	三	百	億	千	金	行	律	百	金	行	律	百	國	債	規	万	九	付	七	、	三	債	之	付		
		三	百	四	二	百	額	し	第	九	額	し	第	九	國	債	之	定	円	千	國	條	特	千	債			
		百	四	十	九	百	で	た	四	十	で	た	四	十	十	債	之	十	つ	に	、	二	債	の	別	五	債	
		十	九	百	利	十	二	利	十	九	利	十	九	利	十	九	債	之	九	い	基	同	百	に	規	會	百	債
		百	十	千	付	七	千	付	七	百	億	付	七	百	億	付	七	億	て	づ	法	二	つ	定	計	八	債	

十十
 三二
 口イ一
 発
 振額
 の経利発競I加場び札非入価發
 払過行争非者特国發競札格行行
 込利入価・別債行争發競価
 み子率札格第参市及入行争格日

(二)
 じ額よに座も係
 たにりつにのる
 金百算い記と所
 額分出て載し得
 へのは又て税
 た二た、は振が
 だ十金前記替源
 し・額記録口泉、
 、三か(一)さ座徵そ
 当一らのれ簿収の
 該五当算る中さ利
 国を該式ものれ子
 債乗金にの口るに

(一) 年
 号には○
 より募・
 に払入二
 規定算込決
 とする。出金額定一
 する出しにセ
 期たに通ント
 日金額に加
 えを通知ト
 に額、を
 払を次受
 い第のけ
 込二算た
 む十式者

領面金額の総額 × 0.2
 100 × 59
 365

額上額 平す額の振
 面の面 成るの記替
 金そ金 二十。整載法
 額れ額 数又の
 百ぞれ百五倍は規
 円円年記定
 にの年に金録に
 につき一月十額はよ
 つき募き月十八にる
 百円価格円より最振
 三三錢二錢低替
 錢以も額口
 の面座と金簿

二 十 十 十 十 五

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成三十年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者